

Title	GIPC報告書と米国の知的財産制度の関連性に関する調査研究
Author(s)	生越, 由美
Citation	年次学術大会講演要旨集, 36: 174-179
Issue Date	2021-10-30
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/17951
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

1 E 1 0

GIPC 報告書と米国の知的財産制度の関連性に関する調査研究

○生越由美(東京理科大)
ogose@rs.tus.ac.jp

1. はじめに

知的財産制度がイノベーションの活性化に有効であることはさまざまな論文で検証されている。米国は建国以来、知的財産制度を国の根幹に据えている。リンカーンを始めに大統領5人が特許権者である。第3代大統領のトーマス・ジェファソンが特許法を起草した。彼が駐仏アメリカ大使の時にフランス人が提案した「部品の標準化」のアイデアを知った。帰国後、ワシントンに許可をもらってアイデアを買い取り、銃に採用して南北戦争を勝利に導いた。T型フォードが大量生産システムの誕生させることができたのもジェファソンが持ち込んだ標準化のアイデアがあったからだ。

このように、建国時代から大統領たちが知的財産の重要性を熟知しているのが米国である。社会情勢に合わせて知的財産制度を改革することに今も大変熱心である。

現在、米国政府は民間団体の「米国商工会議所¹」と2007年以降は車の両輪のように知財制度の改革に取り組んでいるようだ。2012年以降は米国商工会議所の傘下の「グローバルイノベーション政策センター(GIPC)」が「知的財産に関する報告書(以下、「GIPC報告書」という)による分析」と「指標としているランキング」という知的財産に関する評価と指標を公表している。

本稿は、今まで9回発表されたGIPC報告書において、米国の知的財産制度への指摘と、この指摘を米国政府がどのように取り入れて、知的財産制度を改正しているかの関連性に関する調査研究である。

2. 米国の知的財産制度は振り子²

1980年代以降、カーター教書やヤングレポートなどの改革案を受けて、「プロパテント政策」を取ってきた。2000年代に入ると、NPE(NON Practicing Entity=非実施主体)・パテントトロール問題が勃発した。NPEとは自らは特許を利用して製品を生産しない事業体であり、他人から特許権を購入し、これを基に和解金の取得を目的に事業会社を次々に特許権侵害で訴えるビジネスモデルである。コロナ禍の現在も米国では再び活発に活動し始めたという報告がある。

米国政府は、2000年台半ば以降、「行き過ぎたプロパテント政策」を修正するため、「質の低い特許を排除すること」と「莫大なコストと時間を要する訴訟システムの改善」に取り組んだ。

しかしその結果、2017年に「様々な有識者が、米国特許システムは間違った方向に振れてしまったと考えている」、「現在の米国特許システムの下では、革新的な発明が特許で保護されることはない」、「投資資金、製造業、有能な人材は、米国から欧州やアジアへと流出するだろう」「ある研究によると、特許規制の変化により、米国経済は1兆ドルの損失を被った。」「バイオテクノロジーへのベンチャーキャピタル資金は、2015年から2016年にかけて大幅に減少している。」と批判された³。そこで、アンチパテントに振り過ぎたバランスをプロパテントに戻そうとしている。

3. 米国商工会議所

米国商工会議所は、民間団体であり、米国商務省(United States Department of Commerce)とは異なる組織であり、米国で最大のロビー活動グループである。現在の商工会議所の社長兼最高経営責任者はスザンヌ・P・クラークである。彼女は1997~2007年まで商工会議所で働き、2014年に復帰し、2021年2月に最初の女性CEOに指名された。

現在の商工会議所のホームページを見ると、「知的財産」についての考え方や、米国政府のさまざまな機関との協力関係についても明示されている⁴。

米国商工会議所の「グローバルイノベーションポリシーセンター(GIPC)」のマルチセクターの専門知識を活用して、次世代の貿易協定の業界ビジョンを実現する。法執行機関、米国の入国港、知的財産執行コーディネーターのオフィスと協力して、ベストプラクティスを推進することにより、偽造品や海賊版商品を売買する犯罪ネットワークの根絶を支援する。イノベーターやクリエイターが投資に対して公正な利益を得るのを妨げる、価格統制やその他の市場アクセスの障壁を実施するための国内

外の取り組みと闘う。知的財産に関する世界的なベスト プラクティス（商工会議所の代表的な調査結果の「国際知的財産指数」で表す）が、国の革新的で創造的な可能性をどのようにサポートし、高付加価値の仕事を生み出し、国際投資を誘致するかを示す。

4. GIPC

2007年10月に米国商工会議所で開催された「第4回年次偽造防止および海賊版サミット」を契機に発足したのが「グローバル・知的財産センター（GIPC: Global Intellectual Property Center）」である。グローバルな偽造防止および著作権侵害防止イニシアチブの既存の取り組みの強化のために米国商工会議所の一つの組織として設立された。現在のGIPCと略称は同じであるが、「グローバルイノベーション政策センター（Global Innovation Policy Center）」⁵に改称された。

GIPCのホームページには、組織の信念、目標などが開示されている⁶。

＜私たちの信念＞ 21世紀になっても、イノベーションと創造性は、アメリカの競争力と経済の未来を支える原動力であり続けている。知的財産集約型産業は4,000万人以上のアメリカ人を雇用し、輸出の74%、GDPの5.8兆ドルを占めている。知的財産権の強力な保護無しに米国は繁栄することはできない。知的財産権は、イノベーションと創造を奨励し、投資と商業化を促進し、知識の世界的な普及を促進するのに役立つ。

＜私たちの目標＞ そこで、GIPCは強力な「知的財産基準」を提唱することにより、革新と創造性を世界的に促進する取り組みを主導する。この取り組みは、ワシントン DC で始まり、世界中の国々や多国間フォーラムに広がっている。さまざまなプログラム、イニシアチブ、活動を通じて、私たちは次のことを実現する。世界のリーダー、学界、業界の専門家、および一般の人々に、イノベーション ポリシーに関する信頼できるビジネスの声を提供する。

5. GIPCの報告書

2021年3月24日、GIPCは世界各国の知財システムの強さを分析した2021年版「International IP Index」報告書第9版を公表した。2012年からほぼ毎年のように公表している（表1）。この報告書では、各国の知財システムの国際知的財産指数やランキングと共に、特許、著作権、商標などのカテゴリー毎にランキングと講評も公開されている。近年では、知的財産を含むイノベーションに関するシステムについて幅広く検討されている。例えば、「ライセンス条件設定への政府の直接介入」などについても触れている。

表1 GIPC報告書の版と発行時期（出典：筆者作成）

版	第1版	第2版	第3版	第4版	第5版	第6版	第7版	第8版	第9版
出版年月	2012年 12月	2014年 1月	2015年 2月	2016年 2月	2017年 2月	2018年 2月	2019年 2月	2020年 2月	2021年 3月

（1）報告書の作成者

GIPCは「プガッチ・コンシリウム（Pugatch Consilium）⁷」に第1版から第9版までの報告書の作成を委託している。プガッチ・コンシリウムとは、知識経済の中で最も急速に成長している分野について、証拠に基づく調査、分析、情報提供を行うブティック型コンサルティング会社である。メンバーはコンシリウムの設立者のマイル・プガッチ教授、レイチェル・チュー、デービッド・トーステンソンである。

（2）報告書のカテゴリーと指標

GIPC報告書のカテゴリーと指標の事例を示す（表2）。第1版の報告書に先行研究が多数開示されている。GIPC報告書はこれらの研究成果を踏まえて、カテゴリー、指標、指数の計算方法などを定めた。

第1版ではカテゴリーが5、指標が25であったが、第9版ではカテゴリーが9、指標が50と倍増している。常に新しい研究を取り入れて、カテゴリーや指標を常に進化させているためであるが、経年比較が困難であるデメリットもある。

表2：GIPC 報告書（第1版：右）とGIPC 報告書（第9版：左）の категорияと指標（出典：筆者作成）

<p>カテゴリー1 特許、関連する権利、およびその制限事項</p> <p>1. 特許の保護期間</p> <p>2. コンピュータで実装された発明の特許性26</p> <p>3. 医薬関連特許の執行と解決の仕組み</p> <p>4. 特許製品・技術の強制実施権の利用における公正性・透明性</p> <p>5. 医薬品の特許期間の延長</p> <p>6. 規制データ保護期間27</p> <p>7. 企業秘密の保護</p>	<p>カテゴリー1 特許、関連する権利、およびその制限事項</p> <p>1. 特許の保護期間</p> <p>2. 特許性の要件</p> <p>3. コンピュータで実装された発明の特許性</p> <p>4. 植物品種の保護</p> <p>5. 医薬品関連のエンフォースメント</p> <p>6. 法規制の基準と強制実施権の積極的利用</p> <p>7. 医薬品の特許期間の回復</p> <p>8. 特許審査ハイウェイへの加盟</p> <p>9. 特許異議申し立て</p>
<p>カテゴリー2 著作権、関連する権利、および制限事項</p> <p>8. 著作権（および関連する権利）の保護期間</p> <p>9. 著作権および関連する権利の侵害を防ぐために必要な排他的権利を提供する法的措置(ウェブホスティング、ストリーミング、リンクを含む)</p> <p>10. オンライン海賊行為に対する協力を促進する枠組みの有無</p> <p>11. 著作権および関連する権利の制限および例外の範囲</p> <p>12. デジタル著作権管理に関する法律</p> <p>13. 政府の ICT システムで使用される独自のソフトウェアはライセンスされたソフトウェアでなければならないとするポリシーおよびガイドラインの明確な実施。</p>	<p>カテゴリー2 著作権、関連する権利、および制限事項</p> <p>10. 保護期間</p> <p>11. 独占権</p> <p>12. 差止命令による救済</p> <p>13. オンライン海賊行為に対する協力的な行動</p> <p>14. 制限事項および例外事項</p> <p>15. デジタル著作権管理</p> <p>16. ライセンスされたソフトウェアの政府による使用</p>
<p>カテゴリー3 商標、関連する権利、および制限事項</p> <p>14. 商標の保護期間（更新期間）</p> <p>15. 異なる製品のパッケージにおけるブランドの使用に関する無差別/無制限</p>	<p>カテゴリー3 商標、関連する権利、および制限事項</p> <p>17. 保護期間</p> <p>18. よく知られた商標の保護</p> <p>19. 商標の独占権</p> <p>20. 偽造品のオンライン販売に対するフレームワーク</p>
<p>カテゴリー4 施行</p> <p>16. 物理的およびデジタル/オンラインでの偽造および海賊行為の割合</p> <p>17. 民事及び手続き上の救済措置</p> <p>18. 事前に設定された損害賠償額および/または著作権侵害によって生じた損害賠償額を決定するためのメカニズム</p> <p>19. 最低限の禁固刑および最低限の罰金を含む刑事上の基準</p> <p>20. 効果的な国境措置</p>	<p>カテゴリー4 意匠権、関連する権利、制限事項</p> <p>21. 工業デザインの保護期間</p> <p>22. 独占権、工業デザイン権</p>
<p>カテゴリー5 国際条約の加盟と批准</p> <p>21. WIPOインターネット条約</p> <p>22. 商標法に関するシンガポール条約</p> <p>23. 特許法条約</p> <p>24. 人工衛星により送信される番組割当信号の分配に関する条約（ブリュッセル条約）</p> <p>25. TRIPS加盟後に締結された、知的財産に関する章や知的財産権に関する個別規定など、実質的および/または具体的な知的財産規定を有するFTAが少なくとも1つあること。</p>	<p>カテゴリー5 営業秘密と機密情報の保護</p> <p>23. 営業秘密の保護(民事上の救済措置)</p> <p>24. 営業秘密の保護(刑事上の制裁)</p> <p>25. 規制データ保護用語</p>
	<p>カテゴリー6 IP資産の商業化</p> <p>26. 市場参入への障壁</p> <p>27. 技術移転の障壁</p> <p>28. ライセンス契約の登録・開示義務</p> <p>29. ライセンス条件設定への政府の直接介入</p> <p>30. 経済資産としてのIP</p> <p>31. 知的財産の創出に対する規制上の優遇措置</p>
	<p>カテゴリー7 エンフォースメント</p> <p>32. 物理的偽造率</p> <p>33. ソフトウェアの違法コピー率</p> <p>34. 民事および手続き上の救済措置</p> <p>35. 事前に設定された損害賠償</p> <p>36. 刑事上の基準</p> <p>37. 効果的な国境措置</p> <p>38. 機関による透明性と公的報告</p>
	<p>カテゴリー8 システム的効率性</p> <p>39. 知的財産権行使の調整</p> <p>40. 知的財産政策形成時の利害関係者との協議</p> <p>41. 教育キャンペーン及び意識向上</p> <p>42. 中小企業のための知的財産権の創造と利用のための対象別イニシアチブ</p> <p>43. 知的財産集約型産業、国民経済効果分析</p>
	<p>カテゴリー9 国際条約の加盟と批准</p> <p>44. WIPOインターネット条約</p> <p>45. 商標法に関するシンガポール条約及び商標の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書</p> <p>46. 特許法条約および特許協力条約</p> <p>47. 植物の新品種の保護に関する国際条約（1991年）への加盟</p> <p>48. サイバー犯罪に関する条約（2001年）への加盟</p> <p>49. 工業デザインの国際登録に関するヘーグ協定</p> <p>50. ポストTRIPS FTA</p>

(3) 米国の全体ランキングの推移

米国のスコアの全体ランキングとカテゴリー別ランキングの変遷を一覧にした（表3）。米国の全体ランキングはずっと1位であるが、1位から下落したカテゴリーがある。これは、米国への情報提供であり、警鐘とも考えられる。

カテゴリー別にみると、「カテゴリー1 特許、関連する権利、およびその制限事項」が2017年に10位と急落した。2018年は更に12位と下落し、2019年以降は2位になったが未だ1位となっていない。アンチパテントに揺り戻しの悪影響が出た期間であろう。現在は2位に復活したが未だに課題がある。詳細は後述する。

「カテゴリー2 著作権、関連する権利、および制限事項」は非常に強い分野である。コンテンツでグローバルに稼ぐことができる源はオンライン海賊行為に対する協力的な行動やデジタル著作権管理などの有益な制度が存在するためと分かる。

「カテゴリー3 商標、関連する権利、および制限事項」、「カテゴリー7 エンフォースメント」、「カテゴリー8 システム的効率性」、「カテゴリー9 国際条約の加盟と批准」は、1位から下落した又は1位以外から1位に復活したカテゴリーである。下落の理由はさまざまである。例えば、2017年にカテゴリー3（商標関係）が5位に下落したのは、この報告書からカテゴリー3に「工業デザインの保護期間」と「意匠権の不正使用を救済するために必要な排他的権利を提供する法的措置が可能であるか」の指標が追加されたためである。2020年に「カテゴリー4（意匠関係）」が分離独立したため、「カテゴリー3（商標関係）」は1位に復帰した。詳細にカテゴリーの指標を読み解かなければ実態が分からない。

現在も「カテゴリー4（意匠関係）」は2021年も10位であるので改善が必要である。「工業デザインの保護期間」が0.6と低いが、合わせて9版の指標の「22. 工業デザイン権の不正使用を是正するために必要な排他的権利を提供する法的措置が利用可能であること」と「37. 効果的な国境措置」も不足していることが指摘されている。工業デザインに関連する意匠権は、世界中の権利者にとってますます重

要になっている。WIPO による 1990 年代半ばから今日までの意匠出願（直接出願およびハーグシステム経由）の総数に関する統計によると、1995 年には 20 万件以下であった出願件数が 2018 年には 100 万件を超えるまでに世界的に増加している。米国では、デザイン特許（意匠権）の出願数は成長しており、1995 年には 1 万 5 千件強だった出願数が、2018 年には 4 万 5 千件を超えた。アップルとサムソンの知的財産訴訟の一つのターゲットが意匠権だったことが思い出される。

「カテゴリー 4 意匠権、関連する権利、制限事項」、「カテゴリー 5 営業秘密と機密情報の保護」、「カテゴリー 6 IP 資産の商業化」の 3 つは、カテゴリー 1 と同様、未だに 1 位に返り咲いていない。現在、政策が検討されていると考えられる。

表 3：米国のスコアの全体ランキングとカテゴリー別ランキングの推移（出典：筆者作成）
（グレー：当該年の報告書にはカテゴリー無／黄色：1 位以外のランク）

	第 1 版	第 2 版	第 3 版	第 4 版	第 5 版	第 6 版	第 7 版	第 8 版	第 9 版
	2012年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全体	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位
カテゴリー 1 特許、関連する権利、およびその制限事項	1 位	1 位	1 位	1 位	10 位	12 位	2 位	2 位	2 位
カテゴリー 2 著作権、関連する権利、および制限事項	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位
カテゴリー 3 商標、関連する権利、および制限事項	1 位	1 位	1 位	1 位	5 位	2 位	2 位	1 位	1 位
カテゴリー 4 意匠権、関連する権利、制限事項								16 位	10 位
カテゴリー 5 営業秘密と機密情報の保護		1 位	1 位	1 位	1 位	8 位	6 位	7 位	7 位
カテゴリー 6 IP 資産の商業化						1 位	2 位	2 位	3 位
カテゴリー 7 エンフォースメント	2 位	3 位	4 位	5 位	5 位	1 位	1 位	1 位	1 位
カテゴリー 8 システム的効率性							2 位	1 位	1 位
カテゴリー 9 国際条約の加盟と批准	2 位	3 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位

（4）米国の「カテゴリー 1 特許、関連する権利、およびその制限事項」のランキングの推移

「カテゴリー 1 特許、関連する権利、およびその制限事項」についてのランキングの推移である（表 4）。前述した通り、2017 年に 10 位と急落し、2018 年は更に 12 位と下落した。2019 年以降は 2 位になったが未だ 1 位に復活していない。2017 年の報告書では「2 特許性の要件」は 0.75 と低い値だったが、2015 年の報告書から落ちていた。以下、報告書の指摘事項と米国政府の動きを交互に確認することにより、GIPC 報告書と米国政府の関連性を確認する。

<2017 年の GIPC 報告書>

「2 特許性の要件」が 0.75 と評価された理由について、「2016 年、USPTO は、Myriad、Mayo、Alice における最近の重要な最高裁判決に関するガイダンスを作成するための継続的な取り組みの一環として、天然由来の物質の特許可能な主題の適格性に関する新しいガイドラインを発表した」が未だに混乱していると判決の概要と共に指摘した。いわゆる「特許適格性（特許法 101 条）問題」の決着がついていないのが米国の弱みと指摘した。

特許適格性問題は、①一連の最高裁判決（Mayo 最高裁判決、Alice 最高裁判決等）によって、米国特許商標庁（USPTO）や裁判所での特許適格性判断が大きく混乱したことに始まる。特にコンピュータ関連発明やライフサイエンス関連発明について、特許取得が困難になる事態となった。多くのユーザー、有識者が、USPTO 及び裁判所における特許適格性判断基準の明確化が必要で、連邦議会での特許法 101 条改正が切望された⁸。

<2017 年の米国政府の動き>

2017 年 8 月、USPTO は特許適格性に関する報告書を公表した。米国最高裁で 2010～2014 年にかけて下された 4 つの判決（Bilski 事件判決、Mayo 事件判決、Myriad 事件判決および Alice 事件判決）は、発明の特許適格性の考え方に大きな影響を及ぼすものであったため、USPTO は特許審査ガイドラインを改訂するとともに、2016 年に特許適格性に関する 2 度のラウンドテーブル会合を開催し、パブリックコメントを求めた。この報告書は、それらラウンドテーブル会合およびパブリックコメントで表明された意見をまとめたものである。それ以外は大きな動きが無かった。

<2018 年の GIPC 報告書>

「2 特許性の要件」は 0.75 だった。報告書のコメントは、「2017 年、下級審による Myriad、Mayo、Alice の最近の最高裁判決の解釈や USPTO のガイダンスは一貫性がなく、適用が困難なままだった。」と

厳しく批判した。発明者や法曹界にはかなりの不確実性があり、バイオ技術、ビジネス方法、コンピュータで実装された発明などの分野では、特許可能な主題の適格性を決定するために過度に慎重で制限的なアプローチがとられている。米国の国際競争力を脅かすことになる。2017年には、多くの法曹協会や業界団体が、高度に具体的なガイドラインや判例法ではなく、米国特許法第101条の法制化を求めたと指摘した。

<2018年の米国政府の動き>

2018年2月、プロパテント志向のIancu氏を特許庁長官を任命した。主な取り組みは、AIAレビュー制度（無効審判）の迅速な改革、特許適格性問題への対応（2019年2月に特許適格性に関するガイダンス公表）、多くの講演などの啓発活動を行い、新長官は高い評価を受けた。

国会も動き始めた。2018年12月以降、Tillis国会議員（ノースカロライナ州、共和）、Coons国会議員（デラウェア州、民主）が、数回にわたっての米国知財制度ユーザーとのクローズな勉強会を実施。

<2019年のGIPC報告書>

「2 特許性の要件」は0.75だった。特許適格性についてのコメントは特に無かった。

<2019年の米国政府の動き>

2019年2月、上院司法委員会に知的財産小委員会を設置した。2019年4月、特許法第101条改正のフレームワークを公表した。これは、2か月前に公表されたUSPTOのガイダンスの考え方に類似していた。2019年5月、特許法第101条改正草案の公表し、6月4日、5日、11日に上院知的財産小委員会で45名から証言を聞く大規模な公聴会を開催した。知財関連団体、製薬業界、バイオ業界、大学関連団体、個人発明家団体は概ね賛成した。ジェネリック団体、患者擁護団体、ハイテク産業の代表は強く反対した。2019年7月、上院司法委員会知的財産小委員会のCoonsランキングメンバー、及びTillis委員長が「米国控訴裁判所（CAFC：高等裁判所）の判事らが発した特許法101条を巡る問題」についてのメッセージを受け、「米国がイノベーションにおいて世界のリーダーであり続けることを確実にするために、特許法改正に真剣に取り組む」との声明を発表した。9月になると、USPTOのIancu長官が特許法101条について何らかの対処が必要である旨を発言した。

<2020年のGIPC報告書>

「2 特許性の要件」は0.75だった。長文の厳しい指摘がなされた。「Myriad、Mayo、Aliceの最高裁判決以降、米国では何が特許可能な主題を構成するかについて、高いレベルの不確実性が持続している。2014年以降、USPTOはほぼ毎年のように特許審査ガイドラインを発行・更新しているが、特許侵害訴訟における下級裁判所や巡回裁判所の判決は、必ずしも一貫していない。」

Iancu長官のリーダーシップのもと、2019年1月、USPTOは第101条の特許性と第112条のコンピュータ発明に関するクレームをカバーする新しいガイダンス案を発表した。しかし、USPTOのガイダンスは裁判所を拘束するものではなく、下級裁判所によるMyriad、Mayo、Aliceの最高裁判決の解釈には一貫性がなく、適用が困難な状況が続いている。2019年、米国上院の知的財産小委員会の3日間の公聴会ではその多くが101条の法制化を求めた。

<2020年の米国政府の動き>

2020年1月、連邦最高裁判所は「特許適格性問題」を争点として裁量上訴されていた7つの事件を棄却した。多くの関係者が、連邦最高裁判所が裁量上訴を受理して特許適格性の有無の判断基準について再考する可能性に期待を抱いていた。

2020年4月、USPTO、特許法101条（特許適格性）審査ガイダンスの効果を分析し公表した。。101条審査ガイダンスの公表により、USPTOでの特許適格性に関する審査の確実性が高まったことが示された。

<2021年のGIPC報告書>

「2 特許性の要件」は0.75だった。Bilski事件、Myriad事件、Mayo事件、Alice事件の最高裁判決以降、米国では何が特許可能な主題を構成するのかについて、高いレベルの不確実性が持続しており、USPTOは2014年以降、ほぼ毎年のように特許審査ガイドラインを発行・更新しているが、特許侵害訴訟における下級裁判所や巡回裁判所の判決は、必ずしも一貫していない。その結果、権利者は、特許適格性に関する判断がどのように行われるのか、また、付与された特許がその後、裁判所やUSPTO内の当事者間訴訟を通じて異議申し立てや審査を受けた場合に、どの特許請求項が支持されるのかについて、明確な判断ができないままになっている。Iancu前USPTO長官のリーダーシップのもと、過去3年間、USPTO

の立場と審査官が取るべきアプローチを再構築することに努めてきた。

<2021年の米国政府の動き>

2021年3月、Tillis議員らが特許適格性に関する意見募集の実施をUSPTOのHirshfeld長官代行宛に、特許適格性に関する意見募集の実施を要請する書簡を送付した。このままではイノベーションを主導する米国の地位が危ぶまれる。米国が主導する分野として、量子コンピュータ、人工知能、5G、IoT、バイオ医薬品、精密医療、生命科学が挙げられる。現在の特許適格性に関する判例により、診断方法、バイオ医薬品、生命科学産業における発明は特許保護から完全に除外されているとも指摘している。議会への報告期限は2022年3月5日である。

2021年4月、USPTOが特許適格性の審査に関する試行プログラムを検討した。

2021年7月、USPTOが7月9日付の官報で、特許適格性に関する意見募集を開始した。9月7日が締め切りだったが、9月3日に特許適格性に関する意見募集の期限を10月15日まで延長した。

表4：米国の「カテゴリー1」のランキングの推移（出典：筆者作成）
（グレー：当該年の報告書にはカテゴリー無／黄色：1位以外のランク）

カテゴリー1 特許、関連する権利、およびその制限事項	第1版	第2版	第3版	第4版	第5版	第6版	第7版	第8版	第9版
	2012年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
	1位	1位	1位	1位	10位	12位	2位	2位	2位
1. 特許の保護期間	1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
2. 特許性の要件		1.00	0.75		0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
3. コンピュータで実現された発明の特許性	1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
4. 植物品種の保護								1.00	1.00
5. 医薬品関連のエンフォースメント	1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
6. 法規制の基準と強制実施権の積極的利用	1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
7. 医薬品の特許期間の回復	1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
8. 特許審査ハイウェイへの加盟						1.00	1.00	1.00	1.00
9. 特許異議申し立て					0.50	0.50	0.75	0.75	0.75
合計点	6.85	6.75	6.50	6.50	7.00	7.25	7.50	8.50	8.50

6. まとめ

特許適格性の問題を例に、GIPC報告書と米国政府の動きを辿った。GIPC報告書は前年の米国政府の動きと国民の反応を淡々と分析して伝えているが、解決するまで低い評価を上げることは無い。

米国政府の立法、司法、行政が三つ巴になって特許適格性問題に積極的に取り組んでいる姿に脱帽する。この状況を、毎年のように、判決の中身も踏まえて解析し、世界との比較できるランキングを発表しているのがGIPC報告書である。この問題だけでなく、特許異議申立など多様な問題について、米国政府のお尻をたたき続けている。

翻って、日本はどうか。例えば、著作権の期間延長問題では19年も棚ざらしだった。結局、TPPに批准してようやく決着がついた。フェアユースの問題は2021年で議論が始まって約19年間も経つが、結論を出そうという動きはほとんどない。日本では行政が主体で法改正を進めているが、困難な法改正は進まない傾向が強い。GIPC報告書は第2版から日本も評価対象となったので参考になる。しかしビジネスの基盤となる知的財産制度を社会の変化に合わせて迅速に改正するような国内に周知する羅針盤が必要だと考える。

¹ 米国商工会議所ホームページ：<https://www.uschamber.com/>

² ジェトロホームページ：https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2020/20200601.pdf

³ A better U.S. patent system will spur innovation (Financial Times, Sep 3, 2017)
<https://www.ft.com/content/74114a6c-8f28-11e7-9084-d0c17942ba93>

⁴ 米国商工会議所ホームページ：<https://www.uschamber.com/2021-policy-priorities#ip>

⁵ GIPCホームページ：<https://www.theglobalipcenter.com/>

⁶ GIPCホームページ：<https://www.theglobalipcenter.com/about/mission-and-goals/>

⁷ www.pugatch-consilium.com

⁸ A better U.S. patent system will spur innovation (Financial Times, Sep 3, 2017)
<https://www.ft.com/content/74114a6c-8f28-11e7-9084-d0c17942ba93>